

長生郡市訪問介護協議会 規約・会則

(名称)

第1条 この会は、長生郡市訪問介護協議会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、千葉県茂原市町保 38-7 緑川オフィス 1階に置く。

(理念・目的)

第3条 この会は、訪問介護に携わる者が、専門職としての知識や技能を高め合う事により、地域全体で質の高い訪問介護サービスを提供し高齢化社会の担い手として利用者の自立した自宅での生活の継続に寄与する事を目的とします。また、こうした取り組みの中で訪問介護士の社会的評価の向上により処遇環境改善に繋がる事を切に願います。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事を実施する。

(1) 訪問介護士のスキルアップに資する取り組み

定期的な研修会の開催。毎月第2火曜日 18:00～19:30 *各年度年間予定表参照

(2) 社会的評価向上に資する取り組み

外部に対しての活動状況を伝えるための広報作成 *年4回程度作成予定

(会員)

第5条 この会の会員は、次のものとする。

(1)この会に登録した事業者の職員であり訪問介護業務に携わっているもの。

(入会)

第6条 会員として登録しようとする者は、登録申込書を事務局に提出し承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1)年会費 無料

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 指定訪問介護事業をやめたとき。* 指定の取り消し含む。

(2) 会費が期限内に支払われないとき。

途中退会の場合について年会費の返却はしない。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

(1) 実行委員

(2) 事務局員

2 第1～3項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 実行委員は登録制を鑑み指定事業者を役員とする。(個人ではない。)

(職務)

第10条 実行委員は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 事務局員は実行委員を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(1) 監査役の選任は登録事業者からクジにて選任する。

(2) 実行委員・事務局員以外の事業所から選任する。

(3) 任期は1年とし、途中退会等の場合には再度選任する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員により、これを解任することができる。解任後は速やかに再度選任する。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 役員が退会した場合 * 規約第8条に規定する事項。

(総会)

第 12 条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員を選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、役員が決するところによる。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 14 条 事務局は、毎事業年度終了後半年以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 16 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 17 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、実行委員が別に定める。

(変更)

第 18 条 この会則は総会において、役員²の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない

附 則 この会則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。